

みんなのまちを

私たちの故郷下野市のまちづくりについて

前文

第1章 総則

(条例の目的、位置付け及び最高規範性、用語の定義について規定)

第1条 目的

第2条 位置付け及び最高規範性

第3条 定義

第2章 自治の基本理念及び基本原則

(まちづくりを進めるにあたっての基本理念と基本原則について規定)

第4条 自治の基本理念

第5条 基本原則 第6条 情報提供

第7条 情報公開

第8条 個人情報の適正な取扱い

第9条 参画 第10条 協働

第11条 子どもの参画

第3章 市民及びコミュニティ組織

(市民の権利や責務、コミュニティ組織の責務及び支援、事業者の権利及び責務について規定)

第12条 市民の権利 第13条 市民の責務

第14条 コミュニティ組織の責務及び支援

第15条 事業者の権利及び責務

第4章 議会

(議会の役割、責務、運営等及び魏委の責務について規定)

第16条 議会の役割、責務、運営等

第17条 議員の責務

第5章 行政

(市長と職員の責務、行政運営上の重要な事項について規定)

第18条 市長の責務 第19条 職員の責務

第20条 総合計画 第21条 行政評価

第22条 行政組織 第23条 財政及び財務

第24条 出資団体等 第25条 行政手続

第26条 法務 第27条 説明責任

第28条 提案、要望、意見等への対応

第29条 公益通報 第30条 危機管理

第6章 参加及び協働

(市政やまちづくりへの参加を保障する仕組み、まちづくりを協働で進めていくための人材及び組織の育成について規定)

第31条 意見募集

第32条 委員の公募及び審議会等の公開等

第33条 住民投票

第34条 人材及び組織の育成

第7章 連携及び交流

(近隣自治体や県、国との連携、国内交流、国際交流について規定)

第35条 広域連携 第36条 国内交流

第37条 国際交流

第8章 条例の実効性の確保

(自治基本条例を実効性のあるものにしていくための見直しについて規定)

第38条 見直し

自治基本条例のイメージ



※2「参画」とは、この条例では、「まちづくりに主体的に参加し、行動すること」と定義しています。

※3「協働」とは、この条例では、「市民、議会及び市が共通課題を解決するためにそれぞれの役割及び責任を対等な立場で、協力して活動すること」と定義しています。

市内に住んでいる人だけじゃないんだ

※1 市民って？

- 市内に住所を有する住民
- 市内に通勤・通学する者
- 市内で事業を営む者(企業、商店、学校法人、医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人等)

自治基本条例では、これらすべてを市民と呼びます。
地域の課題を一緒に解決しようという考えによるものです

①子ども(※2)の参画(第11条)

自治基本条例検討委員会に
 市内中高生や大学生が参画



下野市の未来を担う子どもたちを「地域の宝」として大切に、子どもがまちづくりに参画する機会を積極的につくります。